information



調剤をしていて疑問に思ったこと、

医師または患者さんに聞かれて困ったこと,

医師に疑義照会して対応したが

いま一つ納得できないこと、ありませんか?

皆さんの疑問に各分野の専門家がお答えいたします。 どしどし質問してください。

「質問の募集」要項は53頁にあります。

なお、回答は本誌に掲載することによってのみ行います。 電話やファクシミリによる回答はご容赦ください。

また、特殊なケースの質問は

採用されないこともありますので予めご了承ください。

般名で記載された処方せんを受け付 けたのですが、当薬局で備蓄している 同一成分の医薬品は先発品しかありませんでした。 このような場合, 必ず後発医薬品を調剤しなけれ ばならないのでしょうか。また、後発医薬品に関 係する点数を算定しなければ、特に患者の同意は 得なくても構わないのでしょうか。

現時点では先発医薬品しか備蓄していない ことを説明し、患者の同意を得たうえであ れば、先発医薬品を調剤することは問題ありません。た だし,後発医薬品関係の点数を算定しないからという理 由で、患者に説明せず、勝手に先発医薬品を調剤するこ とには問題があります。

健康保険制度上における後発医薬品の使用環境の整備 に伴い,一般名で記載された処方せん(いわゆる一般名処 方)が交付されるケースが見受けられるようになりました。 一般名処方を行った処方医の意図としては、薬局におい て後発医薬品が調剤されることを想定しているものと十 分推測され, 現在の後発医薬品に関する各種点数が設け られた背景やその目的などから考えても、そのことは明 らかでしょう。

一方、健康保険法や薬剤師法では、一般名処方が行わ れた処方せんの具体的な取り扱い(どの医薬品を調剤する

か、また、その決定までのプロセスなど)まで明記されて いるわけではありません。一般名処方だからといって, 必ずしも後発医薬品を調剤しなければならないというこ とではありませんが,後発医薬品の使用環境の整備に関 する保険点数が設けられた背景を踏まえることはもちろ ん, 先発医薬品であるか後発医薬品であるかに関係なく, どの医薬品を使用して調剤するか患者に説明することは, 薬剤師として当然必要な行為であると考えます。

ただし, 処方せんの受付時点では先発医薬品しか備蓄 していなかったとしても、きちんとその旨を患者へ説明 し、同意が得られれば先発医薬品を調剤することは問題 ありません。医薬品品質情報提供料などの点数を算定し なければ患者の同意は得なくても構わないというもので はありませんので、誤解しないよう注意してください。

先日, 処方せんを持ってきた患者から 「処方せんのコピーが欲しい」といわれ ました。このような場合、調剤済みの処方せんの コピーを渡しても構わないのでしょうか。法令上、 特に問題はあるのでしょうか。 (匿名希望)

患者が調剤済みの処方せんを必要とする理 由はわかりませんが、そもそも処方せんは 患者が薬局に持参するものです。また法令上, 調剤済み

information



表 個人情報保護法における開示義務

【個人情報の保護に関する法律】

(開 示)

第25条 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示(当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。)を求められたときは、本人に対し、政令で定める方法により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- 1 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- 2 当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼす おそれがある場合
- 3 他の法令に違反することとなる場合
- 2 個人情報取扱事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人デー

タの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたときは、本人に対 し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

3 他の法令の規定により、本人に対し第一項本文に規定する方法に相当 する方法により当該本人が識別される保有個人データの全部又は一部を 開示することとされている場合には、当該全部又は一部の保有個人デー タについては、同項の規定は、適用しない。

(手数料)

- 第30条 個人情報取扱事業者は、第24条第2項の規定による利用目的の 通知又は第25条第1項の規定による開示を求められたときは、当該措置 の実施に関し、手数料を徴収することができる。
- 2 個人情報取扱事業者は、前項の規定により手数料を徴収する場合は、 実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、その手数料 の額を定めなければならない。

(2003年5月30日法律第57号)

の処方せんの開示を禁止しているものはありませんので、 特段問題はないものと考えられます。ただし、疑義照会 の内容が記入されている場合には、治療に際して支障が ないことなどを十分確認したうえで開示に応じる必要が あるでしょう。

また、2005年4月1日より、「個人情報の保護に関する法律」が全面施行されています。個人情報取扱事業者(薬局)としては、利用者(患者)から保有個人データについて開示するよう求めがあった場合には、法令上、その開示要求に応じなければなりません(表)。調剤済みの処方せんを開示する際は、その薬局で定めている必要な手続き(開示請求のための申請書類、手数料など)に沿って、適切に応じることが必要です。

最近、テレビコマーシャルで、病院の会計をクレジットカードで支払うことができるという内容のものを見かけます。いつ頃から認められるようになったのですか。また、保険薬局においても、患者一部負担金をクレジットカードで支払うことは認められているのでしょうか。 (匿名希望)

これまで医療現場においては、健康保険の 一部負担金は現金により支払うことが必要 であると考えられていましたが、クレジットカードによ る支払いであっても患者のコスト意識が生じないわけではないことから、必ずしも健康保険制度上の趣旨に反するものではなく、基本的には問題ないものと解釈されています。しかし、その是非を明確にしている通知などはなく、いつ頃から認められるようになったのかは定かではありません。

最近、一部の病院では、入院費の支払いなどについて クレジットカードを利用できるケースが見られるように なってきましたが、薬局においても患者一部負担金をク レジットカードで支払うことは認められます。ただし、 クレジットカードの利用に際しては、カード会社への手 数料相当分を患者側へ負担させることはできません。



